

(案)

国 運 審 第 号  
令和5年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正に関する諮問について

令4第7001号

令和4年12月7日付け国官運安第156号をもって諮問された上記の事案については、運輸安全確保部会における検討を踏まえて審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

## 主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の1、貨物自動車運送事業法第60条の1、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（以下「基本的方針」という。）については、別紙案のとおり改正することが適当である。

## 理 由

1. 運輸安全マネジメント制度を平成18年10月に導入するにあたって、国土交通大臣は、主文記載の報告徴収又は立入検査（以下「運輸安全マネジメント評価」という。）を適正に実施する観点から、同年8月に基本的方針を策定した。その後、平成22年3月の改正を経て、現行の基本的方針は、平成29年7月に改正、同年10月から施行されている。

同方針では、施行後5年を経過した時点において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。国土交通大臣は、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況、特に令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を契機とした小規模な海運事業者に対する安全確保の社会的要請が高まっている状況や、近年の社会環境の変化等により新たなリスクが顕在化している状況等を踏まえ、その内容の見直しを行うこととしたものである。

2. 当審議会は、本事案の審議にあたり、運輸安全確保部会に付託して検討を行うとともに、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

(案)

3. 基本の方針の改正案（以下「諮問案」という。）においては、制度の基本的な考え方として、これまで運輸安全マネジメント制度が運輸事業の安全性に寄与・向上してきたとした上で、今後も着実に実施していくべきであるとするとともに、昨今の状況の変化等を踏まえた対応が必要であるとしている。

その上で、今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関しては、

- ・ 自然災害への対応を評価において重点的に確認
- ・ テロ等への対応を評価において確認するための手法を整備
- ・ 小規模な海運事業者等に対する運輸安全マネジメントの推進
- ・ 中小規模事業者への浸透
- ・ 安全統括管理者の活動の支援
- ・ 運輸安全マネジメント評価実施体制の強化

に重点を置いて進めることとし、あわせて運輸安全マネジメント評価の実施方針について、所要の改正を行うこととしている。

これらの点については、近年の自然災害の激甚化・頻発化、乗客の安全を脅かす車内等における事件や知床遊覧船事故の発生といった状況を踏まえたものであるとともに、これまでの運輸安全マネジメント制度の運用を通じて得られた知見を反映させたものであって、運輸安全マネジメント評価の適正な実施に資すると考えられる。

一方、運輸安全確保部会においては、小型旅客船不定期航路事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施のあり方や、運輸安全マネジメント制度の一般向け等の周知の重要性等について指摘がなされたが、これらの点については、今後の運輸安全マネジメント評価の円滑かつ効果的な実施の観点から、基本の方針に反映させることが妥当であると認められる。

4. 以上のことから、本事案については、諮問案を一部修正し、別紙案のとおりとすることが適当である。